

第10回富良野市文化芸術振興条例検討委員会 議事録

と き 令和4年8月31日(水)

ところ 富良野文化会館 中会議室

出席 篠田委員、藤田委員、太田委員、桑原委員、石平委員、吉田委員、岡本委員

内容

事務局より報告

これまで検討してきた条例案について、一度総務課に確認してもらった内容を報告。

- ・全文のついた条例なので目次を追加した。全文以下、第1章から第3章の章立てをして作成。
- ・条例の名前について、富良野市で始まり〇〇条例で終わるのが一般的。それを参考に終盤の方で名称を考えていただきたい。

9条(国内外、地域間における文化の交流並びに観光資源としての活用)についての検討

【主な意見】

- ・タイトルを読むと、国内外地域間における文化の交流並びに観光資源としての活用ということで「文化の交流」と「観光資源」が並びになっているが、本文を読むと文化的交流を促進するよう務めるという内容になっている。
- ・タイトルと本文が一致していないと感じた。
- ・タイトルの言い方を変える、もしくは、文化交流と観光を分けて条項を作るか。
- ・タイトルを変えればいい。
- ・修正案を見ると、文化の交流並びに観光資源としての活用になっている。
- ・タイトルは「文化の交流並びに観光分野との連携」、2の方で「地域における文化資産の価値を認識し、観光分野との連携～・・・」ということで良いのではないか。

【整理した結果】

■修正前

(国内外、地域間における文化の交流並びに観光資源としての活用)

第9条 市は、国内外、地域間の文化的交流を促進するため、地域における文化資産の価値を認識し、産業、観光分野との連携により必要な施策を講じるよう努める。

■修正後 ※後段の議論で第7条に新たな条文を追加したため第10条としている。以降一つずつ繰り下げ
(文化の交流並びに観光分野との連携)

第10条 市は文化の担い手、受け手、文化団体等相互の交流促進のための機会や場所、情報を提供するよう努めるものとする。

2 市は、国内外、地域間の文化的交流を促進するため、地域における文化資産の価値を認識し、観光分野との連携により必要な施策を講じるよう努めるものとする。

10条(自然との共生・共存)についての検討

【主な意見】

- ・まちそだてという言葉は、本文にあると解釈に困るというか、ちょっと曖昧な言葉に感じる。
- ・前は「まちそだて」という言葉を全文に生かそうという話だった。
- ・持続可能な文化施策に置き換えてはどうか
- ・もう少し言葉がほしい。
- ・修正案でいうと、「美しい景観」という言葉が加えられている。自然環境と美しい景観を保つ、生かすためにということと解釈している。
- ・まち育てはまちづくりに置き換えてはだめか。現在は、まちづくりという言葉一般的だと感じる。
- ・まちづくりでいいと思う。まちそだては主観的な言葉で、まだ落ち着いていない感じ。
- ・自然環境を生かした文化芸術の施策交流ということなので、生かすということを重点に。
- ・環境が良いことと景観の美しさは人間の情感などに影響があると思っている。
- ・アンケートでも美しい景観という言葉は入った方が良いという意見があった。
- ・持続可能と入るから難しく感じる。これを外したらどうだろう。

- ・美しい自然環境を生かした文化施策……。環境保全の条例の様に感じる。
- ・日本語の文章としては「～源であると認識し」とすると続かなくなるから、もっとシンプルにしたほうが良い。
- ・市は地域の特性である豊かな自然環境と、美しい景観を生かした持続可能な文化施策を講じるよう努める。どうか。

【整理した結果】

■修正前

(自然との共生・共存)

第10条 市は、地域の特性である豊かな自然環境が多様な文化芸術を生み出す源であることを認識し、自然との共生を図りながら持続可能なまち育ての視点をもった施策を講じるよう努める。

■修正後

(自然との共生・共存)

第11条 市は、地域の特性である豊かな自然環境と美しい景観を生かした持続可能な施策を講じるよう努めるものとする。

11条(食文化の発展・維持)についての検討

【主な意見】

- ・アンケートで農業体験や、農産物を育てるという行為を文化に含めて欲しいという意見があった。田舎は、多くの方が自分で畑を持ち作っている。食育にも関わることだが、農業体験などを少し強調したい。
- ・条例では大きく押さえておいて、具体的な内容は今後の計画の中に落とし込んでいくのでは駄目か？逆にそうでなければ生かしていけないと思う。
- ・具体的に書かれていないから伝わりにくいということであれば、市民にはダイジェスト版がでて、分かりにくい部分には、注釈をつければ良い。
- ・条例はある程度型に沿っていかないとならないが、市民にとっては読みにくくわかりにくい。なので、説明としてダイジェスト版が必要。
- ・ここで具体的に条例に入れていいものか
- ・あえて具体をここで求める必要はないのかなと思う。条例はあくまでもシンプルが良い。
- ・例えば農業体験を入れると、他に何かないかという話にもつながり、網羅しきれなくなる。
- ・他の項目も同じことが言える。
- ・アイデアがたくさん出てきた中で、個別具体の事例は計画の段階で入れましょうという話だった。全体の事を考えると食文化で具体的になるというのはどうかと。
- ・貴重な意見が出たということは事実なので、持っておいて生かしていく。

【整理した結果】

■原案通り

(食文化の発展・維持)

第12条 市は、農村地帯であり豊かな農作物を生み出す土地柄を鑑み、その資源や歴史的背景から成る食文化を尊重し、発展・維持に必要な施策を講じるよう努めるものとする。

2 市は、市民が地元の食物に親しみをもち、地産地消による食生活・食文化が育まれるために必要な施策を講じるよう努めるものとする。

12条(市民の健康増進)についての検討

■原案通り

(市民の健康増進)

第13条 市は、スポーツが人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流を促進する文化的な役割を果たしている事を鑑み、市民がスポーツに親しみ、楽しむことが出来るよう必要な施策を講じるよう努めるものとする。

12条(演劇文化・芸術の推進)についての検討

- ・演劇を富良野の特徴とすることには賛成。だが他の事をやっている人達は取り残された気持ちにならないだろうか。アンケートにも取り上げてほしいという意見もあった。色々な所で頑張っている人達、新しい文化を作ろうとしている人達を、応援すると表現したい。文化条例で、やっぱり演劇だけなんだと思われるのが困ると思った。
- ・前文で、演劇文化という言葉があり、その中で「多様化に伴い新しい文化も生まれようとしている」と書いている。ある意味色んな人の考えがあることを、ここでフォローしていると思っている。そこは演劇だけではないと、これまでも散々強調している。
- ・皆が演劇を通じて一緒にやりたい気持ちになってほしいと思うし、今まで演劇と無関係だった人も少しずつ色んなことから、演劇と関わりを持つような街を目指したいと思うが、敢えて、今まで演劇以外で頑張っている方のことも大事にすると、少し強調してはどうかと思う。
- ・パブリックコメントでもこのあたりが、意見の出る所ではないかと思われる。
- ・多様性を尊重し繋ぐものとして、演劇の持つコミュニケーション能力も強調しているが、特殊な人達がやっける文化条例なんだと思われると怖いことだと思う。
- ・富良野で条例を作った時に、演劇文化は一つの特徴であると、恐れずに表現しパブリックコメントで、意見を色々聞くのもいいのではと思っている。そこで、演劇ばかり出しておかしいとなれば軌道修正すればいい。
- ・演劇ばかり・っって言う人は永遠に居なくならないと思う。多様なものだから。みんなの意見を全て生かそうとしたら、何にも作れない。特色として「演劇によるまち作り」と言っているのだから。そこまで気を使うと何も入れられなくなる。
- ・ダイジェスト版で噛み砕いて皆さんが理解しやすくすると、バランスが取れるのではないかな。
- ・演劇だけでなく、アンケートで出たような色々な芸術や文化をしている人が居るというのを、今までもどこかでうたわれてきたと思う。ここだけ切り取ると引っかかる人もいるかもしれないが、ちゃんと見れば演劇だけではないと理解してもらえと思う。
- ・両方の意見があって当然。ただ富良野らしさという部分でいうと、チャレンジではあるが演劇文化を強調していいのでは。パブコメの中で検討する余地を残して、原案を支持する。
- ・演劇文化が条例の中で、どういう位置づけにするか、演劇をどうやってここに落とし込むかというのがずっとテーマだったと思う。賛成・反対とは言えないが、前文でも演劇だけではないと表現しているが「」で括られている以上、印象的に残るし、残るのがまた狙いでもある。
- ・一部の人達ということではなく、富良野には色々な文化があることをもう少し知り、繋ぐことを認識すれば富良野の文化がまとまるような気がする。そうなれば、みんなの文化条例になるのではないかな。
- ・多様な文化を尊重し推進するという条文を追加してはどうか。
- ・それがいいと思う。様々な分野の人達の多様な文化についての条項がもう一つあってもいいのでは。
- ・多様な文化の尊重と振興は第2章の最初にきても良い内容ではないかな。これが一番大切なことだと思う。
- ・第7条にして、後は繰り下げるとしっくりくる

【整理した結果】

■第7条に追加

(多様な文化の尊重と推進)

第7条 市は、市民が生活を楽しみ、生きがいを見出してきた様々な文化活動や時代の変化に伴って生み出される新しい文化活動を支援促進し、人々が多様な文化に触れ、発信し、様々な人々との交流を図ることができる環境を整備するよう努めるものとする。

■第14条

原案通り

(演劇文化・芸術の推進)

第14条 市は、演劇がもつ「創る」「育む」「癒す」という力を十分に発揮させ、地域の幸福度を高めるため、これらを実現する環境を整備し、様々な人々との交流を計ることができるよう支援するものとする。

2 演劇を通じた表現力、想像力、コミュニケーション力を培う人材育成を支援するものとする。

第3章 推進体制

■第15条

原案通り

(計画の策定)

第15条 市は、文化芸術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の推進に係る計画を策定するものとする。

■第16条

■修正前

(富良野市文化芸術推進委員会の設置)

第15条 市は、前条の計画の策定及び変更、その他施策の推進に関する重要事項を審議するため、富良野市文化芸術推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、市における文化芸術活動について知見又は経験を有する市民、文化芸術について知見を有する専門家その他の者で構成する。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

■修正後

(富良野市文化芸術推進委員会の設置)

第16条 市は、前条の計画の策定及び変更、その他施策の推進に関する重要事項を審議するため、富良野市文化芸術推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

2 推進委員会は、文化芸術活動について知見又は経験を有する市民、文化芸術について知見を有する専門家その他の者で構成するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

■条例名称について

富良野市で文化の振興は十分行っており、市の文化芸術推進に対する基本理念を定めるということからも富良野市文化芸術基本条例という名称を採用する。